

福津市 社協だより

P 2～4 特集

福津市基幹相談 支援センター開設!!



- P 5 あんしん安らか事業のご紹介
- P 6～7 令和5年度福津市社会福祉協議会事業計画・予算
- P 8 連載 こんにちは！民生委員です！／小地域かわら版



「福津市基幹相談支援センター」開設!!

●基幹相談支援センターとは

生活基盤が脆弱な家庭、世帯全員への支援が必要な家庭、発達障がいや行動障がいなど障がいの特性に合わせた対応が必要な相談や触法障がい者、虐待、住まいに関する相談など、障がい福祉サービスの利用だけでは解決が難しく、高度な専門性が求められる相談が増えています。

このような状況から、障がいのある方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくために、障がいの種別や年齢を問わず、様々な障がい者の相談に応じる総合相談の窓口として、本会では福津市から事業を受託し、令和5年4月1日に「福津市基幹相談支援センター」を開設しました。

障がい者とその家族だけではなく、障がい福祉サービス事業所などの福祉分野をはじめとして、行政、医療、教育など他分野の支援機関や自治会、郷づくり推進協議会、民生委員・児童委員の方々など地域とも連携しながら、障がい者の地域生活を支援していきます。

どのような相談ができるの？ 基幹相談支援センターの役割は？

1

●子が引きこもりで将来が心配
●近所にゴミ屋敷があつて心配
どこに相談したらいいの？



ワンストップの相談窓口として、様々な障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援を行います。

2

退院した後の自宅や地域での生活が心配・・・



入所施設や精神科病院から地域生活への支援を行います。

3

●お金の管理に不安がある。
●成年後見制度について知りたい。
●虐待を受けているかもしれない人がいる。
どこに相談したらいいの？



成年後見制度の説明や申請手続などの支援を行います。また、障がい者虐待防止センターとして、障がい者虐待の通報窓口や相談支援の役割を担います。

4

障がい福祉サービス以外でも社会参加したい。
地域活動に参加できる場所はありますか？



障がい者が社会参加できるよう、地域情報の収集や障がい者の居場所づくり等に取り組みます。

●相談できる方

障がいのある当事者、家族をはじめ、住民の皆様や福祉事業所など、**どなたからでも相談をお受けします**。相談にあたっては、障害者手帳の有無は問いません。近くに住んでいる方のことで、「もしかしたら障がいがあるかもしれない」、「子の将来のことが不安」といった相談も受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

基幹相談支援センターの連絡先は、5ページをご覧ください。



5

- 近所で困っている人がいる
- 近所に夜中大声を出す人がいる

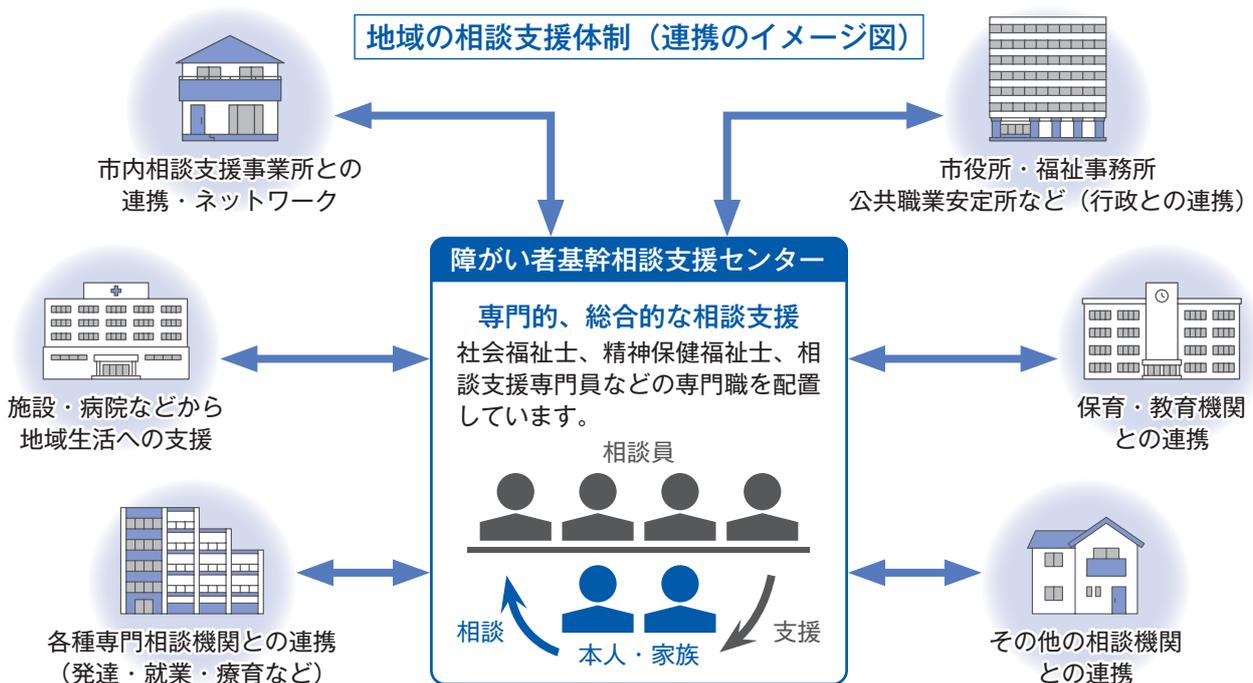
もしかしたら障がいがあるかもしれない・・・



地域や関係機関と連携しながら、誰もが安心して生活できる地域づくりを支援します。

みなさんの生活が、仕事や趣味だけでは成り立たないように、障がいのある方の生活も、福祉的な就労やヘルパーなどの障がい福祉サービスだけでは成り立ちません。隣近所の見守りなどの支え合いや社会とのつながりがあって、その人らしい生活が成り立ちます。基幹相談支援センターでは、**地域の皆様とともに障がいのある方の生活を考えます**。

この他にも、障がい者・児の相談支援事業所を対象として、課題について共に考え、支援方法を検討するほか、研修会等を開催していきます。



●相談したい時はどうしたらいいの？

まずは電話またはメールで福津市基幹相談支援センターまでご連絡ください。現在のお困りごとをつかがい、必要に応じて面談や訪問を行います。

引きこもり等の何らかの事情で来所しての相談ができなかったり、訪問しても相談が難しかったりする方には、アウトリーチ^{※1}による相談支援や伴走型支援^{※2}を行い、対象となる方と信頼関係を結ぶことから支援を始めていきます。生きづらさを抱える方の孤立が続かないように、寄り添い続ける存在になりたいと考えています。

用語解説

※1

「アウトリーチ」とは支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

※2

「伴走型支援」とは相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、本人・世帯の暮らし全体を促え、本人に伴走し寄り添いながら、つながりや信頼関係を築き、継続的に関わること。

●ご挨拶

福津市で障がい者福祉に携わり20年程になります。その間に障がいのある方、ご家族、市民の皆様、関係機関の方々との出会いの中で多くの学びをいただきました。

相談支援は課題解決の機能がありますが、それ以前に、安心して相談できる存在でありたいと思っています。

皆様と心を通わせ、より良い方向になるように一緒に考え、相談してよかったと思えるような存在になれるように努力してまいります。よろしく願います。

センター長 小石原宏明



福津市基幹相談支援センター (福津市障がい者虐待防止センター)

所在地

福津市手光南2丁目1番1号ふくとぴあ2階
(福津市社会福祉協議会内)

電話番号

0940(62)6004

FAX

0940(62)6009

MAIL

kikan@fukutsu-shakyo.or.jp

受付時間

平日8時30分から17時

※虐待通報等の緊急の場合は、24時間対応

～誰にでも訪れる「その時」に備えて～



あんしん安らか事業のご紹介

●よくある問い合わせ

このような不安はありませんか？

- ・夫（妻）に先立たれ、子どももいない。きょうだいも高齢で死後のことは頼めない。
- ・自分が亡くなった後、葬儀や家財処分を頼める人がいない。
- ・子どもに障がいや病気があり、死後のことは頼めない。
- ・結婚しておらず、子どももいない。甥（姪）はいるが、死後のことで迷惑をかけたくない。
- ・人生の最期も自分の意志で決めておきたい。

福津市社会福祉協議会では、身寄りがない高齢者などが、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、死後事務について事前に預託金をお預かりし、葬儀や家財処分等が行える「あんしん安らか事業」を行っています。死後事務のことで不安のある方は、一度、ご相談ください。

●利用できる方

以下の条件すべてを満たす方が事業の対象となります。

- ・福津市内に居住する65歳以上の方（同居者がいる場合は、すべて65歳以上の親族）
- ・明確な契約能力を有する方
- ・原則として子がいない方
- ・生活保護を受給していない方

●あんしん安らか事業を契約した方の声

Q. なぜ、「あんしん安らか事業」を利用したいと思いましたか？

A. 頼れる子どもも親族もいない。自分が亡くなった後のことを考えると、きちんと準備しておかなくてはいけないと思い相談しました。

Q. 「あんしん安らか事業」の契約をした後、気持ちの変化はありましたか？

A. 死後のことについて、ちゃんと手続きをしているから、いつ何が起きても大丈夫だと思えることができ、安心して生活できています。不安がなくなり、毎日楽しく過ごせています。

遺贈による寄付を受け付けています

遺贈とは、生前に遺言書等でご自身の財産を特定の個人や団体に寄付することを決めておくことです。

福津市社会福祉協議会では、ご自身が築いた財産を地域福祉の推進のために活かしたいという方々の尊いご意思にお応えするために遺贈による寄付を受け付けております。



お問い合わせ

福津市社会福祉協議会

☎0940(34)3341

福津市社会福祉協議会事業計画・予算

基本方針

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場での人と人とのつながりが希薄化しており、コロナ禍で一層加速している状況にあります。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、つながりを再構築し、人生において困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会を目指していくことが求められています。

また、高齢・障がい・児童など、対象者別・機能別に整備された公的制度についても、1つの課題に限らず様々な課題が絡み合っており、複雑化して対応が困難なケースや、コロナ禍による減収や失業等による生活困窮者や社会的孤立など新たな課題が顕在化してきており、制度の縦割りではなく、それぞれの専門機関が横断的に連携して対応していく包括的な支援体制の構築が急務となってきました。

このような中、地域で暮らす、すべての人が、その人らしく日々の生活を営んでいくためには、

住民同士の支えあい・助けあいの機能強化がますます重要になります。

これらを踏まえ、本会では、福津市から「第2層生活支援コーディネート業務」を継続して受託し、専任職員を増員することで、各郷づくり推進協議会との連携を密に図り、第2層生活支援コーディネーターとともに、地域の特性を生かした地域の支えあいの仕組みづくりに取り組めます。

また、障がいのある方々の総合相談支援機関である「福津市基幹相談支援センター」を新たに受託することで、障害者手帳の有無にかかわらず、複雑多岐にわたる課題を抱えた世帯に対し、地域住民とのつながりを生かし、様々な機関と連携して、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

さらに、令和3年度に市と一体的に策定した第3期福津市地域福祉計画・第2期福津市地域福祉活動計画に基づき、市との連携をさらに強化し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを行い、誰もが安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちの実現に向けた事業を展開していきます。

重点的な取り組み

(1) 地域での支えあい活動の充実

・支えあい・助けあいのまちづくりに取り組む住民主体の福祉組織「小地域福祉会」の新規結成を支援します。

・現在福津市内で45団体（47自治会）が小地域福祉会を結成し、見守り活動や日常生活支援活動、交流・ふれあい活動などに取り組んでいます。日々の小さな取り組みの積み重ねが、人と人とのつながりとなり、支え合う力となっています。また、平時からのつながりは、災害発生時に命を守る大きな力となります。今後も、地域で互いに支えあい・助けあえるような関係づくりを支援し、さらなる充実を図ります。



配食をとおした見守り活動（四角区福祉会）



日常生活自立支援事業での訪問支援

・市が進める、郷づくり地域ごとの生活支援体制整備に係る第2層生活支援コーディネーター活動を支援し、各郷づくり推進協議会や小地域福祉会など地域の様々な団体と密に連携を図り、地域の特性を生かした地域の支えあいの仕組みづくりに取り組みます。

(2)安心して暮らせる仕組みづくり

・成年後見制度利用促進法の施行により、制度の利用促進に係る計画の策定や地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置等が全市町村に

求められています。本会の法人後見事業や市民後見推進事業、日常生活自立支援事業などの取り組みを一層強化し、総合的な権利擁護体制の構築に寄与します。

・身寄りのない高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、事前に預託金を預かり、葬儀や家財処分、定期的な見守り等を行なう「あんしん安らか事業」の普及に努めます。

(3)いつでも相談できる体制の構築

①相談を包括的に受け止める体制づくり

・生活福祉資金の貸付事業、基幹相談支援センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行います。

・高齢・障がい・子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の協働の中核となる体制の構築を目指します。

②社会福祉法人連絡会による公益的な事業の推進

・社会福祉法人の連携によるサービスの充実・向上を図るとともに、地域住民の生活課題に対応できる公益的な事業を検討・実施します。

・ふくおかライフレスキュー事業に参加している法人、4法人8事業所が中心となって、ふくおかライフレスキュー事業福津市地区連絡会を設立しています。連絡会を中心に相談支援方法を協議し、生活困窮者等が抱える制度の狭間の課題に連携して対応します。

令和5年度予算

●収入

(単位：円)

種別	決算額
寄付金収入	711,000
補助金収入	49,843,000
受託金収入	81,773,000
事業収入	1,308,000
介護保険事業収入	22,115,000
障害福祉サービス等事業収入	2,749,000
利息収入	4,000
その他の収入	250,000
施設整備のための借入金	19,499,000
その他施設整備による収入	3,007,000
積立金の取崩	6,429,000
他の事業からの繰入金	10,291,000
預託金・長期預り金	1,000,000
前年度繰越金	25,341,000
収入合計	224,320,000

●支出

(単位：円)

種別	予算額
人件費支出	123,526,000
事業費支出	12,555,000
事務費支出	15,924,000
助成金支出	7,515,000
固定資産取得支出	22,506,000
債務の返済支出	1,304,000
積立金	1,350,000
他の事業への繰出金	10,291,000
退職手当積立基金預け金	4,550,000
予備費支出	600,000
次年度繰越金	24,199,000
支出合計	224,320,000



主任児童委員
(福間東中学校区担当)
笠置 千晶さん

活動のモットー 「楽しみな損よ」

今回は、福間東中学校区担当の主任児童委員として活動されている笠置千晶さんにお話を伺いました。

笠置さんは保育園等での勤務や教育委員などの活動をとおして、長年にわたりこどもに携わってきました。令和元年12月から主任児童委員として、福間東中学校区のこどもたちの福祉の増進のために活動されています。主任児童委員として4年目の活動に入り、こどもたちも笠置さんの顔を覚えてくれたそうで、こどもたちが寄ってきて笑顔で話しかけてくれたり、「いってらっしゃい」と朝声をかけたこどもが帰りに「ただいま」と返してくれたりすることを嬉しく感じているそうです。

一方でこどもたちも学校や地域で生活する中で様々な問題を抱えており、これが不登校やいじめなど様々な問題として顕在化しています。これらの解消に向けて、主任児童委員は、こどもと同じ地域に住む住民の目線から、学校や行政機関などと連携しながら活動しています。これまでの経験や主任児童委員の活動をとおして、目先の問題だけではなく、視野を広く持ちつつ、先を見通しながら、大人がこどもに接していく必要性を感じているとお話いただきました。

笠置さんは活動するうえで「楽しみな損よ」という言葉を大切にしています。こどもたちが成功も失敗も、様々な経験をしながら楽しく前向きに育っていくことができるよう、地域の一員として子どもたちを支えていきたいと熱く思いを語っていただきました。

東福岡県営住宅集会所で移動販売がはじまりました

令和5年4月7日（金）から東福岡の県営住宅集会所にて野菜の移動販売がはじまりました。福岡市中央区清川にある「筑前はかたや」の移動販売車が到着し、13時から野菜の販売がスタートしました。自宅までの持ち帰りが難しい方には、移動販売終了後に購入した商品を業者が自宅まで配達してくれます。買い物に来ていた近所の知人とも会話が生まれ、買物支援だけではなく、住民間の交流の場にもなっています。



小地域
かわら版

天神町区で外出支援がはじまりました

令和5年2月22日（水）から天神町区で社会福祉協議会の車両を使用しての外出支援がはじまりました。

天神町区では、これまで小地域福祉会の役員の自家用車を利用して、スーパーへの外出支援に取り組んできましたが、利用者が増加したことから外出支援団体として福津市に登録し、社会福祉協議会の貸出し車両を利用することとなりました。

初日は、4名の高齢者と運転、介助スタッフで、市内のスーパーを訪れました。

